

兵庫労働局職業安定部SNS運用方針

1 目的

本方針は、兵庫労働局職業安定部SNSアカウントの運用に関する事項について定めるものとします。

2 投稿内容

兵庫労働局職業安定部では、利用者サービスの向上を図ることを目的として、以下のSNSを活用し、労働行政に関連する情報、施策等の各種情報を随時発信していきます。

- (1) Twitter（アカウント名：兵庫労働局職業安定部(ハローワーク)公式アカウント）
- (2) Instagram（アカウント名：兵庫労働局職業安定部(ハローワーク)公式アカウント）
- (3) YouTube（アカウント名：兵庫労働局職業安定部(ハローワーク)公式 YouTubeチャンネル）

3 投稿者

兵庫労働局職業安定部

4 注意事項

- (1) 各アカウントは、専ら情報発信を行うため、各アカウントへのコメント等の返信等は原則として行いません。意見、問い合わせは、兵庫労働局ホームページの「労働局へのご意見」において受け付けています。
(<http://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou28/hyogo-roudoukyoku-goiken>)
- (2) 以下の項目に該当する場合は利用をご遠慮ください。投稿内容に関係のないコメントや、下記項目に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、全部または一部を非表示、削除、拒否する場合があります。
 - ・ 法律、法令等に違反する場合又は違反するおそれがあるもの
 - ・ 公序良俗に反するもの
 - ・ 犯罪行為等を誘発または助長するもの
 - ・ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの

- ・ 本人の承諾なく、個人情報特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
 - ・ 著作権、商標権、肖像権等、兵庫労働局職業安定部または第三者の知的財産権を侵害するもの
 - ・ 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的としているもの
 - ・ 虚偽、著しく事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
 - ・ 人種、思想、信条等の差別を助長するもの
 - ・ 同一ユーザーにより繰り返し投稿された場合、同一内容または内容が似通っているもの
 - ・ 他の利用者、第三者等になりすましたもの
 - ・ 各SNSの利用規約に反するもの
 - ・ 有害なプログラム等
 - ・ わいせつな表現などを含む不適切なもの
 - ・ 兵庫労働局職業安定部の発信内容の一部または全部を改変するもの
 - ・ 兵庫労働局職業安定部が発信する内容に関係ないもの
 - ・ その他、各アカウントの運営上、兵庫労働局職業安定部が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページへのリンク等
- (3) 上記4(2)に該当するコメントを投稿する利用者は、各アカウントへのコメントをブロックする場合があります。また、各アカウントの適切な運用を妨げる利用者は、永久にブロックする場合があります。
- (4) お使いのブラウザの種類等、閲覧環境によっては、リンク先のページをうまく読み込めない等、閲覧に支障が出る場合があります。

5 運用方針の周知、変更等

本方針の内容は兵庫労働局ホームページに掲載します。

この運用方針は、必要に応じて事前に告知なく変更する場合があります。

6 知的財産権

各アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画及び記事等の知的財産権は、兵庫労働局職業安定部または正当な権利を有する者に帰属します。各アカウントの掲載記事に対する「フォロー」、「ツイート」、「いいね！」等の機能については、自由に使用することができます。また、出所を明記しての転載は可能です。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

7 免責事項

- (1) 各アカウントの正確性については万全を期しておりますが、利用者が各アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について、兵庫労働局職業安定部は何ら責任を負うものではありません。
- (2) 各アカウントに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害について、また、各アカウントに関連して生じた利用者と第三者との間トラブルまたはその被った損害について、兵庫労働局職業安定部は責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (3) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は兵庫労働局職業安定部に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ兵庫労働局職業安定部に対して、著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (4) 上記のほか、各アカウントに関連して生じたいかなる損害についても兵庫労働局職業安定部は一切の責任を負いません。

令和 2 年 7 月 20 日制定